

資料 3 - 3

府中市総合計画審議会起草委員会の設置（案）

1 趣旨

次期府中市総合計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、府中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）が行う審議の効率化を図るため、審議会内に起草委員会を設置し、その組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

2 所掌事務

起草委員会は、審議会会長の依頼に応じ、次に掲げる事項について検討を行い、審議会に報告する。

- (1) 基本構想の原案
- (2) 基本計画（前期）の原案
- (3) その他

3 組織

- (1) 起草委員会は、次に掲げる委員 8 人以内をもって組織する。なお、委員の任期は、前条の規定により審議会会長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

ア 審議会副会長

イ 審議会会長が選出した審議会委員

- (2) 起草委員会に委員長を置き、審議会副会長をもって充てる。
- (3) 起草委員会に副委員長を置き、委員長が指名するものをもって充てる。

4 会議

- (1) 起草委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、起草委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議の公開

審議会で審議すべき内容の検討過程にあつて、委員が忌憚のない意見を表明できる機会を確保する必要があるため、会議は非公開とする。ただし、会議の結果については、審議会へ報告し、審議会資料として公開する。

6 庶務

起草委員会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

7 その他

ここに定めるもののほか起草委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。